

住宅用火災警報器



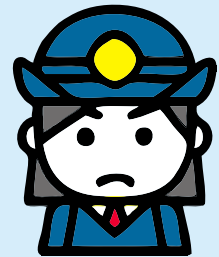
設置期限です!

今年の6月1日から全ての住宅に設置が必要になります。

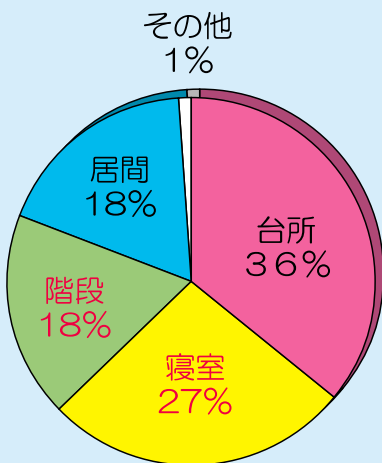
アンケートを実施しました

東山梨地区の普及率 **38.8%**

全国平均63.6%より大きく下回っています!



昨年12月に、区長会を通じて「住宅用火災警報器に関するアンケート」をお願いしたところ、多数の皆さまからご回答いただきました。ご協力ありがとうございました。



アンケート結果

もう一度**設置場所**を確認して下さい!

設置が義務付けられている「**寝室・階段**」よりも「台所」に設置している世帯が多いと分かりました。

死者の半数以上は、就寝中、火災に気付かず逃げ遅れたものです。

必ず「**寝室・階段**」に設置してください。



注意

悪質な訪問販売には注意してください。消防署では直接販売を行うことや業者に販売を依頼することは絶対にありません!